

諮問庁：国立大学法人東京医科歯科大学

諮問日：平成29年2月9日（平成29年（独個）諮問第6号）

答申日：平成29年5月16日（平成29年度（独個）答申第2号）

事件名：特定編入学試験における本人の「面接「不適」の理由」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定編入学試験における本人の「面接「不適」の理由」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「東京医科歯科大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年9月23日付け東医歯総第54号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア ① 本件における不開示処分（以下、第2の2（1）においては、「本件処分」という。）の根拠となっているのは、法14条5号ハである。法は、1条によると、「独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営」と「個人の権利利益の保護」の両立を図りながらも主たる目的を後者においていることが分かる。そうすると、法は、原則的に開示を義務付け、例外的に開示による著しい弊害が生じる場合に限定して不開示とすることを許容する立場であると解しうる。この解釈は、情報開示請求権が憲法21条1項にいう「知る権利」にその根を置いていることや、法が部分開示の制度を設けている点からも正当であると認めうる（法15条1項）。

② さらに、本件特有の事由に目を向けてみるに、私立大学に比して国立大学法人の場合は、大学運営を自学の一身上の都合にしたがってしてよいものではなく、公益に資することを旨としてその透明性を確保することに努めることが要請されている。一定の非難・詰

問にさらされることはむしろあるべき姿であり、それによって一層公益の増進に資するともいえる。特に、本件のような面接試験の場合には、試験結果の開示が、面接試験以外の事由で受験者を選抜したのではないことを示すといった効果もあり、面接試験が適正に行われることを確保するに大きく資すると言える。したがって、本件での不開示事由への該当性判断は諸要素を慎重に考慮した上ですべきである。すなわち、法14条5号ハにいう「正確な事実の把握を困難にするおそれ」に該当するか否かは、単にそのような事態が想定しうるといふ抽象的なおそれに止まらず、開示請求者に対して開示することによって弊害が発生する具体的なおそれがあるか否かによって決定すべきである。

イ ① 以上を前提に本件処分について検討するに、第一に、その不開示事由に該当するとされた事情は要するに、忌憚のない意見の記載がなされる面接評価表の開示がなされるとすると、受験者やその他の者からの非難・詰問等が可能となるので、それを恐れて面接官の面接事務が以後円滑にできなくなるというものである。しかし、審査請求人が何等かの犯罪の前科者であるなどの特段の事情のない本件においては、本件処分は面接官のおそれを過大に評価して未だ、抽象的なおそれに止まっているにも関わらず弊害が発生する具体的なおそれがあると解した誤りがあると考えられる。よって、本件処分は法14条5号ハに該当していないにもかかわらずなされた処分であり、違法な処分として取り消されるべきである。

② 第二に、本件処分で不開示事由に該当するとされた事情は、要するに、面接で受験者が人物像を偽ることになって、大学の求める真の人材確保が困難になるということである。こちらは、根拠条文として、法14条5号後段にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であると思われるが、その該当性判断も、上記ア②で述べたのと同様に、単にそのような事態が認定しうるといふ抽象的なおそれに止まらず、開示請求者に対して開示することによって弊害が発生する具体的なおそれがあるか否かによって決定すべきである。

本件処分について見てみるに、一般的に面接試験においては、巷間面接対策本や面接対策講座の類のものは溢れているのであり、程度の差はあれ、受験者が自己の人物像を真の姿よりも良く見せようとすることは当然想定されることである。したがって、貴大学が他大学とは異なる特有の面接評価をしているなどの特段の事情のない限りは、貴大学が真に求める人材を選抜することが極めて困難になるとはいえず、いまだ今後の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがあるといいうる具体的なおそれの発生は存しない。したがって、本件処分は、法14条5号柱書後段に該当せず、違法な処分として取り消されるべきである。

(2) 意見書

ア ① 本件処分の根拠となっているのは、法14条5号ハである。法は、1条によると、「独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営」と「個人の権利利益の保護」の両立を図りながらも主たる目的を後者においていることが分かる。そうすると、法は、原則的に開示を義務付け、例外的に開示による著しい弊害が生じる場合に限定して不開示とすることを許容する立場であると解しうる。この解釈は、情報開示請求権が憲法21条1項にいう「知る権利」にその根を置いていることや、法が部分開示の制度を設けている点からも正当であると認め得る（法15条1項）。

② さらに、本件特有の事由に目を向けてみるに、私立大学に比して国立大学法人の場合は、大学運営を自学の一身上の都合にしたがってしてよいものではなく、公益に資することを旨としてその透明性を確保することに努めることが要請されている。一定の非難・詰問にさらされることはむしろあるべき姿であり、それによって一層公益の増進に資するとも言える。特に、本件のような面接試験の場合には、試験結果の開示が、面接試験以外の事由で受験者を選抜したのではないことを示すといった効果もあり、面接試験が適正に行われることを確保するに大きく資すると言える。尚、審査請求人は筆記試験の結果のみ見れば特定順位であり、最終合格者が特定人数であることからすると、十分に合格圏内にあったといえるので、本件においては当該効果は特に大きいと言える。

③ 以上①、②で述べたことを考慮すると、本件での不開示事由への該当性判断は諸要素を慎重に考慮した上ですべきである。すなわち、法14条5号ハにいう「正確な事実の把握を困難にするおそれ」に該当するか否かは、単にそのような事態が想定しうるという抽象的なおそれに止まらず、開示請求者に対して開示することによって弊害が発生する具体的なおそれがあるか否かによって決定すべきである。

イ ① 以上を前提に本件処分について検討するに、第一に、その不開示事由に該当するとされた事情は要するに、忌憚のない意見の記載がなされる面接評価表の開示がなされるとすると、受験者やその他の者からの非難・詰問等が可能となるので、それを恐れて面接官の面接事務が以後円滑にできなくなるというものである。しかし、審査請求人が何等かの犯罪の前科者であるなどの特段の事情のない本件において

は、本件処分は面接官のおそれを過大に評価して、いまだ抽象的なおそれに止まっているにもかかわらず弊害が発生する具体的なおそれがあると解した誤りがあると考え。よって、本件処分は法14条5号ハに該当していないにもかかわらずなされた処分であり、違法な処分として取り消されるべきである。

② 第二に、本件処分で不開示事由に該当するとされた事情は、要するに、面接で受験者が人物像を偽ることになって、大学の求める真の人材確保が困難になるということである。こちらは、根拠条文として、法14条5号後段にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であると思われるが、その該当性判断も、上記ア③で述べたのと同様に、単にそのような事態が想定しうるといふ抽象的なおそれに止まらず、開示請求者に対して開示することによって弊害が発生する具体的なおそれがあるか否かによって決定すべきである。

本件処分について見てみるに、一般的に面接試験においては、巷間面接対策本や面接対策講座の類のものは溢れているのであり、程度の差はあれ、受験者が自己の人物像を真の姿よりも良く見せようとすることは当然想定されることである。したがって、貴大学が他大学とは異なる特有の面接評価をしているなどの特段の事情のない限りは、貴大学が真に求める人材を選抜することが極めて困難になるとは言えず、いまだ今後の試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといふ得る具体的なおそれの発生は存しない。したがって、本件処分は、法14条5号柱書き後段に該当せず、違法な処分として取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

本開示請求に対し、本法人が、面接「不適」の理由を不開示とした理由は、以下の通りである。

面接の評価結果は、専ら各評価項目、総合評価及び特記事項の欄に面接官により記載されているものである。各面接官の忌たんのない意見や評価が記載されているため、これを開示した場合、面接官が不合格の理由を詰問されたり、不合格としたことに対する苦情、批判、いわれのない非難を浴びせられたりするおそれがあることは否定できない。さらに、評価票は、複数の面接官が各々に作成しており、個々の評価項目ごとにみれば、面接官ごとに評価に差があることは自然なことであるが、面接試験で不合格になった者からすれば、各評価票を対比した場合の評価項目ごとの不一致や、面接官ごとのコメントの表現の差異にも過敏になるものと思われ、その結果、ますます、上記のような支障が生ずるおそれがあるものと考えられる。このことは、面接官の氏名を不開示にしたとしても、既に面接時に面接官

は受験者と相対して面接を行っているので、その記憶を基に本学で探索すれば、当該面接官を特定し得ると思われることから、その結果は同様である。そうすると、当該部分を開示した場合、上記のような事態が生ずることを懸念して、面接官は忌たんのない意見や評価、評価項目における着眼点に対するメモ等を記載するのに躊躇して、面接の評価の信頼性や妥当性を確保できなくなるのであるから、当該部分については、これを開示することにより、受験者の能力の正確な把握が困難になる恐れがあり、法14条5号ハに該当する。

また、当該部分を開示した場合、受験生はこれを参考にして、面接試験の際に本来の自分とは異なる人物像を偽ってでも、本学の求める資質や適性を有する人物であることを訴えようとする可能性はあり、そうすると、本学としては真に求める人材を選抜することが極めて困難になると考えられる。したがって、当該部分については、これを開示することにより、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあり、法14条5号ハに該当する。

以上の理由により、本件については開示しないとした。

この決定に対し、審査請求人は、不開示とした処分の取り消しを求めている。

この審査請求に対し、本法人における情報公開に係る案件の審議機関である情報公開・個人情報保護委員会にて審議した結果、以上のことが妥当であるとの結論に達した。

よって、本学としては、当初の不開示決定が妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年3月13日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年4月17日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定編入学試験における審査請求人本人の「面接「不適」の理由」であり、処分庁は、その全部を法14条5号ハに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本

件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報は、特定編入学試験の面接試験に際して作成された評価票等に記録された、審査請求人に対する具体的な評価であって、その全部が不開示とされていることが認められる。
- (2) 当該情報について諮問庁は、これを開示した場合、面接官が不合格の理由を詰問されたり、不合格としたことに対する苦情、批判、いわれのない非難を浴びせられたりすることを懸念して、忌たんのない意見や評価、評価項目における着眼点に対するメモ等を記載するのにちゅうちょし、面接の評価の信頼性や妥当性を確保できなくなって、受験者の能力の正確な把握が困難になるおそれが生じるとし、また、受験生がこれを参考にして、面接試験の際に本来の自分とは異なる人物像を偽ってでも、東京医科歯科大学の求める資質や適性を有する人物であることを訴えようとする可能性があり、そのようなこととなれば真に求める人材を選抜することが極めて困難になり、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法14条5号ハに該当する旨説明する。
- (3) 本件対象保有個人情報の作成、取得の目的、その内容等に鑑みれば、これを開示することにより、東京医科歯科大学における入学試験事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、本件対象保有個人情報は、法14条5号ハに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法14条5号ハに該当するとして不開示とした決定については、同号ハに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司